出羽風土略記

七

和書門 類
二二八五〇 號
一〇二 函
一一 架
一〇 冊

内閣文庫
和 書 類
二二八五 號
一〇 冊
一七五 函
一 架

内閣文庫		
番號	和	22850
冊數	10 (7)	
函號	175	34

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]羽國[illegible]略記巻之二十七

[illegible]

大宮[illegible]　小神島

外南[illegible]　文殊堂

[illegible]　二郎の乱斬

[illegible]

五七〇二番
日本政府図書
内閣文庫
明治十三年購求

出羽國風土略記巻之七

目録

飛嶋　別ニ之の滝　つ緒の滝
大宮　小物忌神社ともいふ
小神島
藥師　月座明神も
外浦觀音　或昭部とも
文珠堂
渡嶋
學校
釋奠
二郡の札所
耕作
二郡產物　附名木
石鏃

出羽國風土略記巻之七

一 飛嶋

延宝年中より飽海郡に屬す是迄は田川郡なりし此島は
南北凡壱里して二十二丁一周四里人家あり東西は横小し
字勝浦村中村法木村とて三ヶ村有り家数居
百六十四軒海中田畑僅あり其用を漁にて渡海する
島民海藻乾魚の類を以て暮方を致し其外貫文
稲代米銭集て年中の飯料とし酒田より役人
を渡し運上大口魚鰯にて年貢とする物なり
あり渡海の便よければ此島を第一とし酒田加茂

第一に此とりて佐渡か嶋不審なる歟越後乃名所ならん別道
の嶋といふ所あるて不審詳なり佐渡越後の境より英列
境近き越後の海辺より此名所なし或北国者も鳥海山の成
者の嶋なり別ましく海中にて見ゆるを別道の嶋といふ今
飛嶋と称せる也又鳥海山御海より向ひ海中に此嶋有
也顧るに哥枕よみ多く人ふ知

見るかれとよみ家にも有り侍りてはなる

佐渡路の海の嶋見えおほくも

と詠るも此嶋也といふて佐渡掛ける鳥海山に登
りて飛嶋を望めまた山の陸奥別在所の嶋を望

むかし古人の歌に当国に近し山帳の余の外別道にも
能登を別道とつる所の名あれをいひふらし飛嶋
乃外に佐渡にありける嶋有し此説誠の当国の何ぞより
とよみし鳥海山の陸奥北嶋別在山麓在りとも云説もつる事
貞観年中山上の嫦なる事あり一説ニ山上險岩
危嶺崔嵬巖忽崩裂與爐熖倶飛墜入海中成
一嶋即今飛嶋是也云云

一大宮

御社あり神体男神別に鳥帽子を乗せ

拙巧にして縁より下ハ概文概之風神にして級長
戸辺命にて候へハ是ハ風神にて大物忌と称する例 神社
帳所載三千二社の数 広瀬社所摂の内又ハ陸奥郡名称
出羽国ニ而宝永四年吹浦村の神主 公家へ
差出せる書付の内大物忌神ハ社を五穀の霊神とて倉
稲魂命 小物忌神社を風神級長津彦命にて龍
海郡の内飛龍滝に及飛龍滝とを出之と出つ 大物忌の事ニ
林大学頭復判出来年様并 小物忌神社を風神
といふ事 大物忌小物忌縁起出羽より元文年中
吹浦村の社家者大物忌神事 神の口子細ありて

吉田殿へ差出す 去卯の秋吹浦村の社家を役所へ召
連て小物忌神社并飛龍滝の地所等あり 社家龍滝
家ハ飛龍滝の地と云大宮の社家所ハ鳥海 日吉社司
神主家ハ先ニ下知あり先年大宮鎮座之節時日吉先
同日神主家請として其の棟札を出す大物忌小物忌の
神級長戸辺命と定め吉年延 公家神主
其所尋の時海上を通る所ハ不明の由申不辨 雑
神主書上の事 日吉命社司清河 清河村より御神体ある
然るを清河神職未聴にして大物忌の神主をして大
神主と出張大社相主とて大社の宮社の差を

書上さる事　親ニ地下ニ于ハ縁法沢大夫の社人
深海共より時備の神職を聞て法ゟ出し　棟札ニさ
大夫小栗忠照神と云載せる事ニ始て知ると云之
とも我非を厭ずして再ひ役所へ出る出て力量無し
大宮北社人神主の廃止ん事を願ニより一度
社号埋りの事再応尋ありしを掌判して大
神主の埋号小栗忠照神と云ふ猪猪浦村家稿
院并且家共へ伝来なる人あまて猪村郡浦の親
言共小栗忠神社とも云ふ所の儀あり候ニ申るニ曰
大神主ニ小栗忠照神と云埋号ある八猪浦村の大神

主にも同小栗照神といへる埋号ある由し猪ある猪浦村
大神主并に埋号を称し猪浦村大神主の埋号
を書上てさるまき大ゆる儀有りて同度大夫の社人
流祢忠ニ堂のまん法子村北社家何ニ来を立
立候らんと一同ニ内評を大夫社家激面の役を
失ハん事を恵て縁ニ心を猶し小栗照神といへる
埋換共ニあを大神主ニ埋号判して清流ニと連
判の書付にて役所へ出て法ゟ出して棟札或大夫
と神号を深損て立来ある幟ニ迄てはいりきしける
に此親にしき事ゆへ此所ニ生中　ニ小栗忠照神社と云来

輙ち何里別荘に飽しぬれハ暇乞して是非を従
上洞乳灯あるへしとて宿かりて物語しつゝ猶予ハ或私の法度を
定むへきにもあらねハ権現の柏石ホの尊ハ大ツ私
考に近し侍るに暇乞菊潟の雨にそうて起離と
なる小石あり或人をうえとき小抱是社の暇乞
ありといへとも今ハむかし迄遠の旅に出て向て
霊窟あり内外岩平なる巌屋を孤に蛇の尾あり
黄金を以て刻める貝をちりばめたるかことし珍しき奇れ
暉燦人工に出たる物にはあらす巌の頭に自然と
生したる掛也修是を修裏か衆不動といふ窟中に

又色々しく日出るを照す時ハ畫工の丹彩を施せし
に異ならし異なしけるかことし奥に踏行ハ石ハ菊石
なとのことく其色ハ赤の紙を交へしハ其形ハ蛇の角窗
あるかことし果てに巌窟あり上より清水滴る
青心耳に澄む去修是を取て流と云形ハ凡に
似て瑠璃を彫て水を湛ゆるかことし窟中の奇妙
凡人の筆に及ふへきにあらす其まゝに貞観
年中に慈覚山上アより海に流出し大蛇の石と化し
けるを残りしとハ云奇りしも社に仏の竜を
そうえと訓せ或説に霊龍を蛇の形也とあり又

万葉集に　昔思ひ於下総今依雪之擢
之後不知麼家半といふ所あり（蘆原久人天皇紀にある和手也）
因をかへしと云ゝ陀静とも云て是按文風土記に今湖家あり
免之蛇靇謂箇箇於是云々常陸風土記曰新治郡驛家名
曰大神（オホカミ）所以然稱者大蛇多在因名驛家云云
弁の紀を演しゝる頻繁なり　かゝる略之格証蛇の名と
成しなれ是人害すものあり　かゝるにや貝原好古八幡宮
本紀に帆柱石を演せられし事とゝ宝主石化し老樹
の石と化し魚蛇蝦蟹皆よく石となり貞婦の石と
成り其外群書に載る所数ふへからさるをあるは皆よりあり

一　薬師神社　又月在明神ともいふ
猶浦村にあり　祭神於州　御像の神体とせし薬師と
云ふて仏家の薬師佛と云ふるゝ従来より薬師と医家の
名之日本書紀にも薬師恵日を大唐へ遣はせしとあるす
以て文徳日本紀二十二巻天平宝字二年条りと
三月己巳内薬司佑兼出雲国員外掾正六位上
難波薬師奈良等一千一人言奈良等遠祖
徳来高麗人帰百済国昔泊瀬朝倉朝廷詔
百済国訪求才人爰以徳来貢進　聖朝徳来
五世孫恵日　小治田朝廷御

世被遣大唐学得医術因号薬師遂以為姓
と云〻是等の文意を以て佛家の薬師と混せし
へりしに
當社鎮座ハあまた總田奉納能満阿久海ニ於て薬師
宮寺延宝七己未八月八日請拘那鎮座三百所作度
寫本尤々家藤崇え者敷未及所載の高村前井と
あり此處古記数多有しも紛擾是ニ未社ニ大神
宮あり二社共ニ浦村之支の社家是を守る

一 外浦観音

海辺ニあり以前ハ上方船ニ乗来る者観音を安置とそ唱仏あり

遥て出帆せしニ忽難風ニ逢て碇損し二刻佛像
海底ニ入けれハ年を経て別ニ高家福徳と（云ハ〻宗に海田瀬叢寺もとし）
（右より書帯好明ニ近年清徳と名あり）為年に海岸に霊光を見る猟師ニ白
網ニ得て観音を拾ひ取り則漁者にあらす是古棟
札ニ開發明神とありと甚古き神社にして観音を
本地佛とも相齋せし所に高札傳ふを是を小祠名神
社なりと云是古より云傳ふる事にて甚あれハ往古年
より流さいるをとさる人もある也

一 文殊堂

法華村ニあり高村の社家是を兼帯し法華年神

右を右衛門と云し剥へ出後人浦村新右衛門之書ほより

一 渡嶋

右は文字のみよし外は上古より越出る所の事し後は出羽の所より

日本書記三十八代齊明天皇六年春三月遣阿倍臣（名闕）率船師二百艘伐粛愼国阿倍臣以陸奥蝦夷令乗已船到大河側於是渡嶋蝦夷一千餘屯聚海畔向河而営営中二人進而急叫曰粛愼船師多来將殺我等之故願欲済河而仕官矣阿倍臣遣船喚至兩箇蝦夷問賊隠所與其船數兩箇蝦夷便指隠所曰船二十餘艘即遣使喚而不肯来阿倍臣乃積綵帛兵鐵等於海畔而令貪嗜粛愼乃陳船師繋羽於木挙而為旗斉棹近来停於浅處從一船裏出二老翁廻行熟視所積綵帛等物便換著單衫各提布一端乗船還去俄而老翁更来脱置換衫并置提布乗船而退阿倍臣遣數船使喚不肯来復於幣賂弁嶋食頃乞和遂不肯聽（幣賂弁度嶋之別也）據己柵戰于時能登臣馬身龍為敵被殺猶戰未倦

之問賊被殺已妻子云云同紀四十一代持統天皇
十年甲寅越度嶋蝦夷伊奈理武志與粛慎志
良守叡草賜錦袍袴緋絁斧等云々
續日本紀七曰養老四年春正月丙子遣渡
嶋津司従七位上諸君鞍男等六人於靺鞨国
觀其風俗云云奥州壺石碑多賀城西去靺鞨
国界三千里ト有リ
日本逸史十五巻曰延暦二十一年六月辛亥
太政官符禁断私交易狄土物事右被右
大臣宣偁渡島狄等来朝之日所貢方物

例以雜皮而王臣諸家競買好皮所残悪物以
擬進官仍先下符禁制已久而出羽國司寛
縦曽不遵奉為吏之道豈合如此自今以厳加
禁断如違此例必遠重科事緑勅語不得重
犯（類聚三代格十二）同十八日弘仁元年冬十月陸奥国
言渡嶋狄二百餘人来著部下氣仙郡非當国
所管令之帰去狄等云時是寒節海路難越
願候来春欲帰本郷者許之留住之間宜給
衣粮（第百九十風俗部俘囚）
三代實録二十七巻貞觀十七年十一月十六日乙

未出羽國言渡嶋荒狄反叛水軍八十艘殺畧秋
田飽海両郡百姓二十一人勅牧宰討平之云云
同三十四巻元慶二年七月十四日先是出羽
國司言去元慶元年穀稼多損調庸不備二
年夷虜反叛周内騒擾義従俘囚及諸郡
囚夷并渡嶋狄等或疲於徼戒或慕化遠来
開用不動穀三千二百三十七斛五斗以充大
饗同九月四日丙申出羽国飛驛奏史闕五日丁
酉勅符出羽国司曰得八月二十三日奏状具
知消息初所以遣春風等発精兵者為赴彼

国之急而今来奏以為賊氣已衰官軍思舊
重之迎軍運粮為煩亦細因茲論之春風等之
前却在彼国之強弱再量勢施斗不得遥度若
當国之力足以制賊者移告而返之不可必迎引
且津軽渡島俘囚等所請之事以夷撃夷古之
上計但野心難馴動静易變偶生他意後恐難制
宜量事勢随便進止至于饗會狄俘非事之意
者也若弥盡賊徒労賜不贍今舉城懐已無處
會聚但拔有功加其賞賜足以勸勵戎士何必
大饗更致騒動乎且其殺獲生禽頗知破賊彌

以勉勵速成大功列書頻奏驛使屢務施平冠之
策奥以進引歳月云云
同三十五元慶三年正月十一日条下渡嶋夷首百
三人率種類三千人詣秋田城云云
小寺信正云三代實録二十七巻貞観十七年の
条下にも引きし渡島といふものは蝦夷をいふや未
考ふ。按ずるに日本書紀に渡嶋蝦夷一千餘
とあるを見ればさ此島蝦夷の事にはあらで此方
今之蝦夷と見るべきか。れ方百六十餘村に人あれば延
享三年の人別帳を見れば男女老少すべて八百八十

九人あり。千餘の兵を出すべき謂はなし。又辨
駁弁渡島を度嶋の別とありて蝦夷の事を界
余按ずるに小神社渡の松前徳の渡にて柵
を構て戦ふべき種の渡にて即ち小神の近く
ま又小渡式ッ三ヶあり。彼島多く群立居て巌
の肩をとりくぐるて居るなれば彼島静夷と称して
いふ小渡の内にある所は純小跡の渡嶋として
あるを出羽の小島といふあるは越後出羽属
しる時は松前ありさまあるべき事也。又日本紀述史に
渡嶋狄來朝之日所貢方物例以雜皮と

あり是靺鞨にあらさるの證文之靺鞨には肅
より奥拂海藻を貢として肅より誅戮なし
又同說に渤海狄二百餘人來著部に常陸越
とあり靺鞨より北浦之海上九里行て又加茂
一十五里ありて室中まて北風の順を得て渤海
あり西海より廻の航路を經て東海の陸奥に
到るといへとも文子細ありて彼地へ到るとも陸
奥より出羽へ至海へ入事隔雲東西は難及者
中すとも一生難成へき事にてあるへし 文
三代實録に見へ侍るところ八十艘の舟に出て

一年經廣說に渤海にかゝるは元慶二年乃条には
渤海狄北に武夜哉微戒武蔵化遂來るとあれい
出羽の渤海にてあるは 元慶三年正月十日の条
に夷首百三人種類三千人といふ文義を見れは
渤海とそれ之渤海にして靺鞨と同き小渤海となり
渤海空窮にて東夷出るにも渤海といふ是今の樺太と
にて古来此國に属しけるにや 持統紀十年 甲
寅の条下を考ふれは粛慎人に至るまゝ渤海にや
山海經の注に粛慎国去遼東三千余里穴居
無衣衣猪皮冬以膏塗體厚數分用却風寒

其人皆工射弓長四尺勁彊箭以楛為之長尺
五寸石青為鏑云云又漢事始といへる書に
鬼谷子の注に肅慎は海隅にあり周公の時来りし人
事を患ひて指南車を作りて是を送りしと
あり又一説に越裳氏をアヱハセと訓し別に肅慎
べしともあり是を釋日本紀傳一也論衡巻八儒増篇曰
周時天下太平越裳献白雉倭人貢鬯艸云云
王代一説に肅慎は北方の夷にて韃靼の
内なりともあり諸説を交考するに渤海を含めるに
して肅慎は蝦夷地の内にある小國なるへき人も

月庸の為に蝦夷地にわたり彼地の風俗を咄せしに山
海經の注にいくらも弓を射る事 王是より聖皇より
絶たるまゝ崇峻天皇四年の条に獲服發
頻放毒箭矢中此箭者雖得小疵乍痛
労死とあるは蝦夷毒箭を射る今は附子
矢と云
本朝文粹 延暦十四年 意見十二ヶ条の中に
本朝事肅慎とあり方角は一説に肅慎
也

一學校

延喜式二十の巻大学寮の条下に國学生官料
二千束とあり学校ハ由府の内にありけるにや官
まで知る人なし　日本書記履中天皇四年秋八
月戊戌始於諸国置国史記言事達四方志云
史ハ說文曰治人者也謂吏之治人心主於一故從
一風俗通曰史者治也當先自正然後正人字宝
曰執法之人也云云　而孫愛の小さき文下村とあり是
太古に史を置かし学校を建られしや古き由府
出府教の内にハ史官なとを広ふるにて　国史の舎を文

書に記して出ける事に付て文下村と云けるなる
ホハフの誤れるにつミの下略　タシハ出の字略れたる
下の字をタシと訓せしを誤て訓せしなるべし云へきにや
本朝学原曰治國之道賢能為源得賢之方
学校為本是以古者明王必設庠序以教德義
習經藝而叙彝倫所以尊道而勸士也皇
朝之立学校始於天智天皇矣又曰諸國有学
校田及勧学田云云　下略　治國の便ある事をいふ語
延暦十四年ある見十二条此中にも見えたり

一釋奠

延喜式二十五巻曰凡諸國春秋釋奠先聖先師二座別米二升酒二升脯一斤鰒一斤並直稲一束 雜腊一升直五把 雜菓子一斤直一束 燈油五合幣帛一丈八尺国司以下学生以上別米酒各一升脯鰒各五両雜腊五合明衣布衫四領別二丈一尺 布袴四腰別五尺五寸 食單一枚十枚別三尺八寸三分一枚三尺八寸 其明衣以下破撤乃換云々學原曰釋奠者先王所以奉聖欽賢崇師重道之大典也云々又曰凡諸國春秋釋奠先聖先師二座云々 先聖とは文宣王孔子の諡

先師とは顔子の事也之大学寮ニは二座の外従祀九座也閔子騫冉伯牛仲弓冉有季路宰我子貢子游子夏又曰清和天皇貞觀二年依播磨國博士和邇部臣宅繼申請新修釋奠式頒下七道諸國凡二月八月上丁進三牲大鹿小鹿猪各一頭加五藏及兔若在祈年春日大原野園韓神等之前及與祭日相當停供三牲等代之以魚其魚鯉鮒之類鮮潔者此式條之所定也當後三條院行善政夢先聖告曰釋奠之日 天照大神降于廟庭宜禁牲獸自茲不供獸とぞ云々應仁年中

兵乱の比より頗其学校絶果しかは学問
も葬儀といふ事も儒の事にて出儒の内父子の道を
主とせす童蒙先習曰父子天性之親父生而有
之愛而教之子奉以承之孝以養之とあり孝道を
百行の源とし続日本紀二十巻曰古者治民安国必
以孝理百行之本莫先於茲宜令天下家蔵孝
経一本精勤誦習倍加教百姓間有孝行通人
郷閭欽仰者宜令所由長官具以名薦云云
孝経曰生事愛敬死事哀戚云云哀戚とは追
慕痛切をいふ喪に異国の法あり日本に法あり

異国にては三年の喪なり日本にては期月の喪なり
期月とは十二月をいふ古語ある書に風土によりて
定むといへり本朝期月の内一般に五十日を忌といふ 又
忌服とも服ともいふは主君に奉仕の身にてもいとまを
たまはりて哀戚をつくす也近年大名並其内村役
人に父母の為に喪を受る時死日より一七日を経ぬ
迄は歳月代をも剃残して後に宛和漢の法令を破
る事殊にして年を以前を年忌として馬助後仲恩
侵攻の余下にて柳川より龍挿島来りて今般限の制
大武公利長曰籠城の労に依りて又先例有限

六十五歳にて病死仕候に付寄手の者流哀
涙欲嘗送喪之間一丈欲赴戦場者可笑
府の相営ニ相違合告知候とそ申ける右将謝悲
傷あり実にも大将の遊ありけるは士卒喪せ前に
軍せん事能はざる人々とて別に使者を副て人々此
然傷を慰め親しく心喪を勤仕せらるべきの旨をそ
宣ひを以てそれよりしかるし其軍役にかかる人々はさへ
喪の為に右札として新設の道をまもり又其里
一村里の役人喪に籠りて一人二人出勤せし度とも何
そこ愁乃手段に知るへきや

一 二郡札所の観音

一番 羽黒山
二番 慈澤
三番 抜川
四番 手向
五番 添川
六番 添津
七番 東岩地
八番 慈隅
九番 古野
十番 南聖
十一番 廻舘
十二番 吉岡
十三番 山寺
十四番 土淵
十五番 菩前澤
十六番 引地

十七番 荒倉

十八番 生石

十九番 巌窟

二十番 酒田

二十一番 局

二十二番 猿子

二十三番 橋磨

二十四番 大山

二十五番 加茂

二十六番 鶴岡

二十七番 田川

二十八番 井岡

二十九番 霊窟

三十番 高寺

三十一番 板井川

三十二番 大網

三十三番 金峯

以上八郡中小札所の観音と云ふなりし と号 西廻

文年乙未八月羽黒山宝照院鶴窟根町橋家院
小發起人として町人六人漆村屋渡村の百姓二人を
語らひ三十三所の札所を定め弄ることを深く
幸納す出羽国郡内にてかの札所は本の通
一気ある壇をもて手郡中の男女笈摺を着し
荘悦の為として巡禮する者多し今羽黒権現と称
するは式内社伊氐波神社是也観音と
称すと云ふ法の事之花蔵の社は本地代主命之寺なり
神の本地を立て観音と云ふ乃観音寺是也所
出羽寺社を指して観音とし野郡ある寺をも付

神前に懸金像ある 欺かしき事之なき寺又権現
其所り祭礼四月八日 鉄砲を打ことなし 雑事之
始事の若出来て 昔神を祭り 仏とあるは大なる
誤なり

一 耕作

二瀬村耕業畑は十か二三にして 余は皆田地なり
鵜ノ瀬より能瀬郡 拾依の界迄十里程の間殊
なる平地にして 皆用之鵜瀬より 三瀬村 拾瀬迄
二三里の間是又平地にして 皆田地用水 協手に流
迄て 田地目を ... 畑は田川郡 小川原

米麦作る 余目境無益之野 等ある多し 又此村
しる所にては山畑あれとも少なくして実を結る
事少し 能瀬郡にては大里村鉄小吉米大町 以上半田 三
下目川原 拾依之内 にてあり 山村にては山畑計り 二瀬
村は畑を耕く法甚しく粗略にして実を結る事も絶まれ
に及ぶ也 又田を耕すも 能生の田より 八法 精
々敷菌を入るゝ事も一二度にて 余は絶 米麦
之事次ゝなれは 田家地方なれは 女 ... 浦 ...
浦村は田地狭しく 畑を耕一とせるも 耕作も精く
菌を地所より一俵なりとも山畑耕して 地

然れは旅く実を得る事も他所に及はす

一 年々畑を渫して田となるもの多し 故になる不可也
不可もあり 続日本紀第七巻 霊亀元年条曰
今諸國之百姓未尽産術唯趣水沢之種不知陸
田之利或遭澇旱更無餘穀秋稼若罷多致
饑饉此乃非唯百姓懈倦由國司不存教導宜
令百姓兼種麦禾男夫一人二段凡粟之為物
支久不敗於諸穀中最是精好宜以此状遍告
天下盡力耕種莫失時候自余雑穀在力課之
若有百姓輸粟轉稲者聴之云々 民のよふ立人
訝る文義を考合て飢饉を救ふるの事ハ民ニ益ホ
あるへき事なりしや

一 水田を耕すに一丈より手前を先鍬の立たる田
位より六百目位を限と鍬の柄乃すゝみて他所より
之一丈一日に百刈を耕ス田川邊ハ耕し易くて畔を
濯り能廻り居を先畔を濯て後に耕す 惣て田ハ畔を
濯らる山刀切ル山刀の長さ一尺余柄二尺程あり
種子を下すにハ百刈に七八升或ハ二升位或ハ三升位
土地の善悪によりて不同なり耕作の節ニ一丈を抱
ゆるゝ一歳の結米弘ニ二表ほと高く是稲を摂ゆるゝ

男にては十二束女にては十束を扱て其日の内にて米となし
籾となるにては男に二十束女は十前あり一年に休
日百日余を除き仕事には一丈の縄五俵を高し三表
二表半迄の人あり稲を扱にては男女一人に付一日に
米表にて定て束にて定置し　籾となるにては
男女一人に二十五束を定とし年中の休日出私用
より数十日算し勘して仕事地並雑用風俗に見
るに農家居住衣服其外は民の身分に過る事多見
候得共御私領のことく窮民は兄地産の多利
なれは又此収納を懸り物なき様の事ニ立入思案

一　あるへき事也

一　田川郡産物

民田米（此米の代物）
高田麦小麦
砂川小豆
赤木月稗
臼井荏
清水葛粉
小鶴蒟蒻

三本木大麦
猪川大豆
田沢粟
高橋蕎麦
新沢苧麻
温海山芍薬
木俣独活

金谷桃仁
葉分山水精
仙人沢黄柏
荒川岩地黄蓮 又草井谷
七窪柴胡
桑田村桑白皮
大鳥砥石同硯
杉沢鍬臺
高坂莚 又押切
山添呂座

荒沢人参
月山雲母石
仙谷桔梗
荒鍋瞿麦
高坂新田地黄
鬼坂砥
砂越萱
大網[illegible]
小[illegible]

温海楊枝
大針木地
大山濁
菅野臺炭
塩木 八若和山温海嶽 岩川木より出
割木 摂臺浅田大網 岩川中山より出
濱中鯖
馬渡鼻曲鮭
津良鱒 此村々寄所
小湊鰯

小国紬
三瀬麻糸
菅谷瀬笠 又押切
八尺木 本口岩川称中山 岩本摂引より出
桑 三瀬中山 坂之下
獅子渕鷲
萱 押切 摂此木より出
加茂小鯛 又鰈 又子持鰈 又藻小鯛
湯の濱[illegible]魚
京海鰯

大波渡大灸
宮人堀雑喉
寺田鰍
糸田堀若鯽
小中川柳鮠
成田川鯰
菅坪菜鰾
萬々実鮀竈干
笹谷坂桜海苔 又採飯
津戸海苔

新堀鱸
田川石首魚
子安川氷魚
小岩川年魚
文下川鮹
大山堀海苔 秋月御陣の網を棄数十有之海を充
大岩川魴
金沢尉鯛 昔ハ尉鯛を献りしもの今ハ無し
温海海苔
松子若和布

林木岩蔓藻
鼠ヶ沢海苔
明石海雲
今泉布俵
西山楠栗
麹坂野老
住吉坂盃子
東山胡桃
新山苔実
天神堂鳥菜飢

甲岩鶏冠苔
鼠ヶ関 昔ハありしや今ハなし
文沢神馬藻
八乙女岩海松
入田川桜干
福島串柿
中里李
温泉楼
稲鉾寺村利木子
駒木疣数飢

葛恵西瓜
高畑南瓜
吉祥寺白葡萄
遍海苔
一夜蒜
西山胡葱
谷山文架
湯屋芹
板井川独活
杉根莨菪

新堀林檎
砂山浜蘇子
砂岩木通
清水土杞
大安寺根深
山谷川山椒皮 古名かはしと云
関根狗脊
葛沢天蘇泰
長瀞蒿萩
上野蕨

稲荷蒜
我孫子大角豆
駒木蕗
菊沛胡瓜
新深蕊豆
荊谷同牛房
柳瀬罌粟
野田芥子
葛東藍
六本木冬瓜

月山嶽茸
六十里山滑茸
葛東蔾
小濱茄子 又小吉菜
細谷土筆
青山青菜
葛飾芭
竹葉里芋
東形薊
古堰芍薬

八日町笄木餅
南町凝海藻
六日町豆腐
手向霰 手向菓子雪餅と云も是也
金峯粽
三瀧花蕨
大山酒
猪川鮎
播織雲茸
万福寺前蝙蝠

萬掉庵百合子 萬掉居とも云
荒町焼餅
十日町蒟蒻同麸
猿屋饅頭
二盃無色
茂澤為米
小網木枋餅
梅鉢酒
横山一歩糯
万手書鴇

長嶺黒鴨
余目出鴨
大串田雀
堀猿鴫
尾崎鴫
黒森山鷺
手向鸖 鸖鴿小鳥と云ふあり小形にして鸖に似たる 西より出羽の名此所より起る名
金峯鷲
行貝鴿
大山網鳥

七瀧鶴
西沼小鴨
姉沼鳥
蝶頼谷地鶉
戸沢山山鳥
熊出小鷦鷯
大倉鶯
菱沼雉子
赤坂鶉

揚尾駒鳥　　　　　　　　　柳谷地鴛鴦
叔母ケ小鷹来　　　　　　　砂山狼
田中村狐　今ハ当村　　　　百間堀獺
三歳狸　　　　　　　　　　金山猪
十王沢貉　　　　　　　　　大浦麦鹿
鶴倉兎　　　　　　　　　　関川鹿
荒沢熊　　　　　　　　　　清川山猿
田代山熊
延喜式第十五の巻陸奥国年料陸奥出羽交易雑物条下に熊皮
二十張出羽国交易とあり同二十三巻陸奥国年料雑

物出羽国零羊角十具とあり同交易雑物条下に
出羽国熊皮二十張葦鹿皮独犴皮（独犴の事未考）数
随時とあり同三十巻大蔵省貢進菓子条下出羽
国熊耳葛黄蔵とあり同三十七巻典薬寮条下出羽
出羽国二種未詳五行羚羊角四十具とあり出羽然
田川郡の先在りして後々雪靑とも嶺を越延喜
式に献せる所の産物を当郡のこと注せ

一　花木
田川郡黄子梅　　　　　同　天神梅

少蓮寺村海棠
荻沢傘松
大日坊連理柳
立谷沢欅
同所久谷香名松
狐町漆木
善法寺 水と

一 飽海郡産物

粒依稗

龍宿権現銀杏
注連寺七五三掛桜
玉川寺袈裟掛桜
抑忌坂杉
添川山櫨
龍山嶽松

生石黍

下岡蕎麦
浦通胡麻
飛島紫蘇
吹浦当帰
浦通紅花 又称濃河采
飛島艾 [illegible]
横根山燧草
観音寺鬼斑竹 又升川山
升川唐竹 同女鹿
観音寺臼

浦通大麦 此浦ハ女鹿村迄を浦通といふ
青塚防風
飛山忍冬草
鳥海人参 同海馬 同蓮英
松山茯苓
酒田漉紙 他国へ多出ス毛此ふ 又大名ス有之
女鹿山根曲竹
無休大唐竹
坂本鉄基 又観音寺 枚沢

常禅寺 梭
観音寺 鰯莚
平田山 炭
吹浦 寅木 同山萱
飛島 同 箕
酒田 又 燭
酒田川 鮭
常禅寺 鮎 又福山
又濱 鰯
吹浦 鰐 同 鮃 又馬刀貝

外川 箕
荒瀬 縄
榾澤山 炭
坂木 中俣 小俣 外田 坂本より出
濱 蓑 十里塚 白木分 出る
被浦 宮貝 同 蜷
吹浦 疣蟹
浦通 蛎
飛島 八尺鮹 同 烏賊 切 同 同 大魚 鮑 同 鍋 同 佐太口魚

箕輪川 鮭
被浦 海松 むかしハありしや 其書に 今ハなし
同 和布 浦も 其書の 何等にも 何れとも 今ハ三月めなし 昔ハ 岩 組 ありしや 三月めハ 昔より 生せ 不申 しるし
浦通 陸 鰵
飛島 和布 同 荒布 同 海雲 同 海苔
吹浦 岩海苔
湯浦 経組
枝作山 楯 實
中島 又 丸子
下當 李

酒田 鱒 魚
吹浦 海苔 同 和布
三崎 岩海苔
女鹿 海 ヨゴリ 髪
吉出河原 菜蓮
荒瀬山 椎
松葉寺 梛

船渡河原瓜
永泉寺柚
丸子篠竹子
金生澤松茸
大野大根
天照寺茘枝
圓能寺胡蘭
三澤山天蓼 又川芎
女鹿山蕨 又人参
浦海菜
荒濱西瓜
浦海筍
小濱雉
刈屋牛房
高德道町村多皃
高野濱沢之大豆
安田若荷
飛濱菅茶漬
外川山猪油
酒田新酒
松山馬康喜米
酒田麩
浦海塩
西濱塩 上林喜兵衛十里 塚を西濱といふ
浦酒升
此浦山康同猫同鶴 山々鶴住山鳥と云ふ事あり古人鶴の渡るを酒しみとて元和年中黄鶴を元て献上之上より献上鶴を 家康公へ献し奉ふて御飲の此状あり市文 同鶴一羽為御飲召上ル杉酒升 雅楽頭殿下ヶ遂ニ若や 十二月 家康御判酒升為内大臣とのへとあり 此所状村役人助左衛門ま市ぐ是北遊代近ふ持し候ふ近年御裁許不役人ニ候て召上らる

一 名木
康濱大杉 平田口山中にあり
大槻 字八ヶし一ヶ村の名を持あり
永泉寺柚大木 同銀杏木 同鶴龍松 近年枯

從光寺七色桜　青源寺座論梅

多田楓　千本柳 今ハなし 地名となれり

神浦松 寺前に在て今ハなし 伝れたる　鳥海嶽松 五條の時枝を手折て鳥海山の ... しとして此

同石楠花 社前にあり同しく新しき衣服を裁つ是を山の不及に 本あり今日の若葉を撰ふ事あるに二名日乃にと云

羽積寺鄰滴

吹浦社地名青 俗モチノ木と云大和本草に委しく説ハ田舎にて 浅利大質一把ニ小附附寒変色枝葉ニ緑劍之其

徳威々如手といふことを書たるを見て畫る詞之勝哉

古木古楓枯して今ハ僅あり

一　石鏃

吹浦村の邊ニ雨霽雷の時虚空より降る古人是を

神軍といふ鏃矢鳫俣柳葉なと云ものの形あり田川

飽海二郡山又飯豊山よ隕し降ることあれとも吹浦ニ殊

多し續日本紀承和六七年の条下に石鏃の事を

載せて大物忌大神の威稜を祀き古人神軍と云

事を云傳へたると擬なきにあらす又三代実録元

慶八年の条下又同仁和元年の条下同二年の条

下にも石鏃の事を載る豊勝実辨断に石鏃の事

を辨して雷物を本造化の物とあれは人其を作る道

天其を降さんやと云ことを論ずる者あり奇物を見せさる

乃論にして大なる誤なり

出羽國風土略記巻之七終

国立公文書館
National Archives of Japan